

事務連絡
令和元年9月10日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会
労働部

技能実習計画審査基準の作業の定義変更に係るご確認について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、一般社団法人日本ガス協会及び全国管工事業協同組合連合会が技能実習計画審査基準（配管職種）の作業の定義変更に係る申請を厚生労働省に行うに当たり、関係団体の確認を求められております。

この定義変更により、管工事に係る技能実習生の作業範囲が拡大することになりますので、会員企業の皆様に影響が及ばないかご確認をお願いします。

なお、厚生労働省への申請は10月を目途に行われる予定であり、また、一般社団法人建設産業専門団体連合会も同意されていることを申し添えます。

以上

（担当：労働部 高森）

ガス工事における外国人労働者の採用について

1. ガス工事の概要

ガス工事（外管・内管）の作業は、主に以下の2つの作業に分けることができます。

工事区分	配管				建設機械施工		
	管の加工	配管・取付け	読図	測定	走行操作	掘削	機械点検
外管工事	○	○	○	○	○	○	○
内管工事	○	○	○	○	-	-	-

- ・配管 … ガス管を加工（切断・接合）し、配管する作業（外管・内管）
- ・建設機械施工 … ショベル等を使って道路の掘削、埋戻し、土砂の積込み等を行う作業

<配管のイメージ(外管)>



<配管のイメージ(内管)>



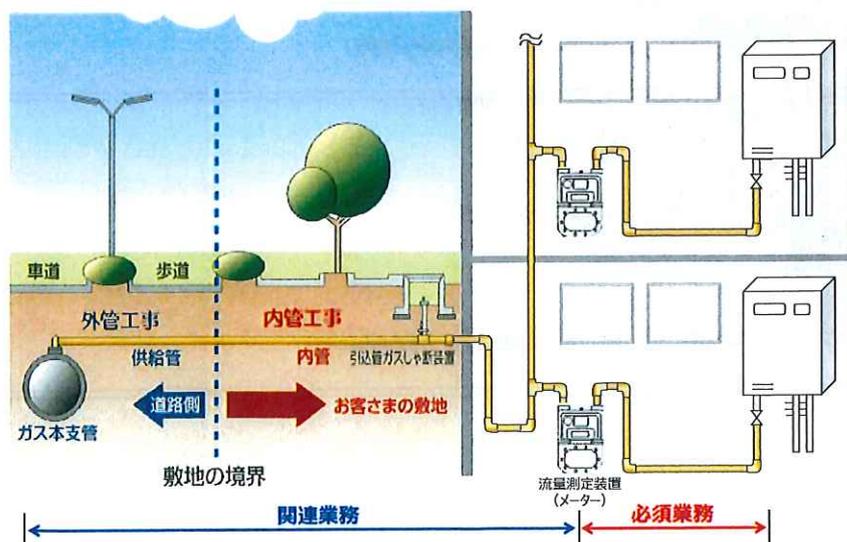
<建設機械施工のイメージ>



2. ガス工事の現状と課題

- ・ガス工事は内管・外管ともに建設業法における「管工事」であり、技能実習制度における職種「配管」が活用できる場合、技能を向上させる機会を多く有しています。^{*}
- ・他方、技能実習制度における必須業務範囲の解釈について、現時点では「流量測定装置から下流の配管作業」と限定されているため、「管工事」に従事させる場合でも、実務上、「管工事」の一部に限られることになっております。
- ・このため、技能実習法施行規則 第十条二(1)に記載の、必須業務は業務に従事させる時間全体の二分の一以上であることを満足させようとすると、制度の活用が難しいというのが現状です。

<ガス工事における業務の区分>



技能実習計画審査基準（配管職種）

配管職種（建築配管作業）

<p>作業の定義</p>	<p>「建設業法で定義された管工事」(注)を行う作業をいう。また、水道、ガス等の配管工事のうち水道メータ、ガスメータ等の流量測定装置から下流の配管作業が対象となる。</p> <p>注 建設業法による「管工事」の定義 冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置したり、又は、金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する専門工事。 具体的には、給水装置(水道)工事、排水設備工事、給湯設備工事、衛生設備工事、冷暖房設備工事、空気調和設備工事、ガス管配管工事、浄化槽工事等の工事を「管工事」という。</p>		
<p>必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)</p>	<p>第1号技能実習</p> <p>(1)建築配管作業 ①管の加工作業 1) 切断、曲げ及び接合作業 1.プラスチック管 ②各種配管の標準こう配の配管作業 ③読図作業 1.配管図</p>	<p>第2号技能実習</p> <p>(1)建築配管作業 ①管の加工作業 1) マーキング、切断、曲げ及び接合(溶接)作業(溶接には特別教育又は技能講習が必要。) 1.鋼管 2.銅管 3.プラスチック管</p> <p>②配管及び機器類の取付け作業 1.配管施工図に基づく所要のこう配の配管作業 2.空気調和設備及び給排水衛生設備に使用する複雑な機器類(衛生器具を含む。)の組立て、据付け及び取付け作業</p> <p>③読図作業(1を必ず行うこと。) 1.配管図(平面図及び立面図を含む。) 2.系統図 3.各種装置、機器回りの配管図 4.配管こう配図 5.配管施工図 ④測定作業(寸法精度、水圧テスト等)</p>	<p>第3号技能実習</p> <p>(1)建築配管作業 ①型取り、材料取り作業 1.型取り及び芯出し作業 2.配管図による材料取り作業 ②管の加工作業 1) マーキング、切断、曲げ及び接合(溶接)作業(溶接には特別教育又は技能講習が必要。) 1.鋼管 2.銅管 3.プラスチック管 4.ステンレス鋼管(必要に応じて行う) 5.鋳鉄管(曲げを除く。必要に応じて行う) 6.耐火二層管(曲げを除く) ③配管及び機器類の取付け作業 1.配管施工図に基づく所要のこう配の配管作業 2.空気調和設備及び給排水衛生設備に使用する複雑な機器類(衛生器具を含む。)の組立て、据付け及び取付け作業 3.減圧装置及び装置トラップの組立て作業 ④読図作業(1を必ず行うこと。) 1.配管図(平面図及び立面図を含む。) 2.系統図 3.各種装置、機器回りの配管図 4.配管こう配図 5.配管施工図 ⑤測定作業(寸法精度、水圧テスト等)</p>
	<p>(2)安全衛生業務 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③配管職種に必要な整理整頓作業 ④配管職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: center;">※</p>		
<p>関連業務、周辺業務(上記必須業務に関連する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連業務 ①プラント配管作業 ②機械、器具の管理作業 ③管の被覆・塗装作業 ④管施設の機能試験(水圧、気密、通水、通気、濁水、煙試験等)作業 ⑤配管関連作業 1.静電気の除去設備取付け作業 2.配管の掃除、点検、修理、水抜き、油抜き、ガスの置換等の保守に関する施工作業 3.配管工事に関連する養生作業 ⑥配管工事検査作業 ⑦配管工事に使用する各種機械の運転作業(機械に応じて特別教育、技能講習等が必要。) ⑧玉掛け作業(特別教育又は技能講習が必要。) ⑨耐圧試験の補助作業</p> <p>(2)周辺業務 ①原材料の搬送作業(工場内) ②製品(部品)の梱包・出荷作業 ③原材料の保管作業</p> <p>(3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ</p>		
<p>使用する素材、材料等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①主材料(1.から5を必ず使用し、6は必要に応じて使用すること。) 1.管(鋼管、銅管、プラスチック管等) 2.継手(フランジ、エルボ、チーズ、レジューサ等) 3.弁(逆止弁、ゲート弁、ボール弁等)又は水栓 4.ボルト、ナット類 5.ガスケット、パッキン類 6.支持金物(ターンバックル付き吊り金具、サドルバンド等)</p> <p>②副資材等(必要に応じて使用すること。) 1.ろう材 2.溶接棒 3.コーキング材 4.接着剤 5.シール材 6.空気調和設備、給排水衛生設備に使用する機器類(衛生器具を含む。)</p>		

技能実習計画審査基準 変更承認申請書（案）

技能実習計画審査基準に係る事項の変更について、下記のとおり申請します。

年 月 日

一般社団法人 日本ガス協会
会長 広瀬 道明

全国管工事業協同組合連合会
会長 藤川 幸造

厚生労働省 人材開発統括官 殿

記

【変更内容】

項目	変更内容
配管職種の技能実習計画審査基準において変更する該当事項の口を塗りつぶす (■)。 配管職種（建築配管作業） ■ 作業の定義 □ 必須業務 □ 関連業務、周辺業務 □ 使用する素材、材料等	旧) 「建設業法で定義された管工事」(注)を行う作業をいう。また、水道、ガス等の配管工事のうち水道メータ、ガスメータ等の流量測定装置から下流の配管作業が対象となる。 新) 「建設業法で定義された管工事」(注)を行う作業をいう。

【変更時期】 年 月 日

【変更理由】

現状は、配管職種の作業の定義が「流量測定装置から下流の配管作業」と限定されているため、建設業法における管工事としての水道、ガス等の配管工事を行う場合において、技能実習制度の活用が同じ管工事にも関わらず、ごく一部に限られてしまっている。作業の定義を上流の配管作業まで拡大することによって、技能検定試験の内容を満足する技能実習機会を創出することが可能となる。

以上